

枚方市公報

第822号(掲載内容:平成30年10月公布の
条例・規則等)

発行人 枚方市長 伏見 隆
発行所 枚方市役所
(郵便番号 573-8666)
枚方市大垣内町2丁目1番20号

◇ 目 次 ◇

条 例

- ☆枚方市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例〔第39号〕…………… 2
- ☆枚方市附属機関条例の一部を改正する条例〔第40号〕… 2
- ☆枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例〔第41号〕… 2
- ☆枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例〔第42号〕…………… 2
- ☆枚方市立幼稚園条例の一部を改正する条例〔第43号〕… 3
- ☆枚方市総合文化芸術センター条例〔第44号〕…………… 3
- ☆枚方市市民会館条例の一部を改正する条例〔第45号〕… 3

規 則

- ☆枚方市福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則〔第63号〕…………… 3
- ☆枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則の一部を改正する規則〔第64号〕…………… 4
- ☆大阪北部地震被災者支援対策室設置規則の一部を改正する規則〔第65号〕…………… 4
- ☆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給に関する規則の一部を改正する規則〔第66号〕…………… 4
- ☆枚方市障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給決定等に関する規則の一部を改正する規則〔第67号〕… 4
- ☆枚方市生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則〔第68号〕…………… 5
- ☆枚方市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則〔第69号〕…………… 5
- ☆枚方市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則〔第70号〕…………… 5

訓 令

- ☆枚方市福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令〔第21号〕…………… 7
- ☆枚方市事務決裁規程等の一部を改正する訓令〔第22号〕… 7

告 示

- ☆形質変更時要届出区域の指定解除〔第611号〕…………… 7

上下水道事業管理規程

- ☆平成30年台風第21号の被災者に係る水道料金等の免除に関する特別措置規程〔第17号〕…………… 8

教育委員会規則

- ☆枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則〔第7号〕…………… 8
- ☆平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則〔第8号〕…………… 9

条 例

枚方市条例第39号

枚方市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市条例第40号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市駅周辺再整備基本計画アドバイザー選定審査会の項を次のように改める。

入札不正行為排除・防止検証委員会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 入札における不正行為の排除及び未然防止に係る検証に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほか、入札における不正行為の排除及び未然防止に関し市長が必要と認める事項	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 土木又は建築に関する専門的知識を有する者 (3) 公共政策に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
------------------	--	------	---	--------

別表1の表みどりのプラットホーム設置・運営事業者選定審査会の項を削る。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市条例第41号

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「並びに」の次に「法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則 [平成30年10月1日公布]

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（枚方市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の廃止）

- 3 枚方市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年枚方市条例第17号）は、廃止する。

枚方市条例第42号

枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例
枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7

号)の一部を次のように改正する。

別表中51の項を53の項とし、32の項から50の項までを2項ずつ繰り下げ、31の項を32の項とし、同項の次に次のように加える。

33	法第85条第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円
----	----------------------------	----------

別表中30の項を31の項とし、7の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、同表6の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円
---	-------------------------------	---------

別表備考中「32の項」を「34の項」に、「39の項」を「41の項」に、「36の項」を「38の項」に、「38の項」を「40の項」に改める。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

枚方市条例第43号

枚方市立幼稚園条例の一部を改正する条例

枚方市立幼稚園条例（昭和37年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2年以内」を「3年以内（枚方市立蹉跎西幼稚園にあつては、2年以内）」に改める。

第5条第1項中「1回につき250円」を「1日当たり1,300円を超えない範囲内において市規則で定める額」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第6条ただし書及び第7条中「規則」を「市規則」に改める。

附 則 [平成30年10月1日公布]

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に売りさばかれた証紙の代金の還付については、なお従前の例による。

枚方市条例第44号

枚方市総合文化芸術センター条例

(設置)

第1条 多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動並びに文化芸術の振興を支える人材の育成を推進し、本市の文化芸術の振興を図るとともに、人々の交流の促進や都市の魅力

向上に寄与する拠点とするため、枚方市総合文化芸術センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、枚方市新町2丁目280番4外とする。

附 則 [平成30年10月17日公布]

この条例は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

枚方市条例第45号

枚方市市民会館条例の一部を改正する条例

枚方市市民会館条例（昭和60年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表1の表大ホール（ロビーを含む。）の部を削り、同表大ホールロビーのみの部を次のように改める。

大ホールのロビー	平日	13,000円	22,800円	22,800円	55,300円	9,000円
	休日等	16,900	26,000	26,000	65,000	10,000

別表1の表中備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

附 則 [平成30年10月17日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

枚方市規則第63号

枚方市福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

枚方市福祉事務所長に対する権限委任規則（昭和36年枚方市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同条第2項第2号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同条第3項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収額の決定及び当該額の徴収に関すること。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 生活保護法第55条の5第2項において準用する同法第55条の4第2項の規定により委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給に関すること。
- (2) 生活保護法第55条の6に規定する報告の求めに関する

こと。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市規則第64号

枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則の一部を改正する規則

枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表付表7の項中「(利用定員が30人以下であるものに限る。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保育所等の保育の終了後の期間において、他の保育所等を利用することができる場合を除く。

別表付表中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11	当該世帯に別表の就労の項の事由に該当する保護者があり、かつ、当該保護者が市内の保育所等において保育士又は保育教諭として就労し、又は就労することが予定されていること。	+1
----	--	----

附 則 [平成30年10月10日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市規則第65号

大阪北部地震被災者支援対策室設置規則の一部を改正する規則

大阪北部地震被災者支援対策室設置規則（平成30年枚方市規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪北部地震等被災者支援対策室設置規則

第1条中「大阪北部地震被災者支援対策室」を「大阪北部地震等被災者支援対策室」に改める。

第2条第1号中「地震」の次に「、平成30年台風第21号その他市長が定める災害」を加える。

附 則 [平成30年10月10日公布]

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月18日から施行する。
(枚方市庁舎管理規則の一部改正)

2 枚方市庁舎管理規則（平成12年枚方市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大阪北部地震被災者支援対策室」を「大阪北部地震等被災者支援対策室」に改める。

(枚方市予算規則の一部改正)

3 枚方市予算規則（昭和54年枚方市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「大阪北部地震被災者支援対策室課長」

を「大阪北部地震等被災者支援対策室課長」に改める。

(枚方市物品管理規則の一部改正)

4 枚方市物品管理規則（平成18年枚方市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「大阪北部地震被災者支援対策室」を「大阪北部地震等被災者支援対策室」に改める。

枚方市規則第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給に関する規則（平成23年枚方市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「を受けようとする者」を「の申請」に、「に福祉事務所に申請しなければ」を「を福祉事務所に提出することにより行わなければ」に改め、同条第3項中「受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

様式第2号（十三）を次のように改める。

(十三)

就労定着支援・自立生活援助
事業者記入欄

番号	事業者及びその 事業所の名称	契 約 日	事業者 確認印
		サービス提供終了日	
1		契約日 年 月 日	
		サービス提供終了日 年 月 日	
2		契約日 年 月 日	
		サービス提供終了日 年 月 日	
予備欄			

附 則 [平成30年10月17日公布]

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

枚方市規則第67号

枚方市障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給決定等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給決定等に関する規則（平成24年枚方市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「(第5条、第13条関係)」を「(第5条、第6条、第13条関係)」に、

「

給付決定期間
予備欄

を

「

給付決定期間
特記事項欄
予備欄

に改める。

附 則 [平成30年10月17日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の枚方市障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給決定等に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給決定等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

枚方市規則第68号

枚方市生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

枚方市生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則（平成27年枚方市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改める。

様式第1号中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第3号中「第15条」を「第21条」に、「第16条」を「第22条」に改める。

附 則 [平成30年10月30日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号及び様式第3号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第1号及び様式第3号の規定により作成した用紙として使用

することができる。

枚方市規則第69号

枚方市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市国民健康保険条例施行規則（昭和55年枚方市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 被保険者の属する世帯の世帯主は、年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書により、市長に申請しなければならない。

附 則 [平成30年10月31日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市規則第70号

枚方市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市市民会館条例施行規則（昭和60年枚方市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「及び第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 大ホールロビー及び小ホール 使用日の6月前の日

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第5条第4項第1号中「大ホール」の次に「のロビー及び小ホール」を加え、「8週前」を「5週前」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条中「別表の1の表備考7」を「別表の1の表備考6」に改める。

第8条中「別表の1の表備考6」を「別表の1の表備考5」に改める。

第10条第1項第1号ロ中「(大ホールに係るものを除く。)」を削る。

第11条第1項第2号イ中「大ホール」の次に「のロビー及び小ホール」を加え、「15週前」を「8週前」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同項第3号イ中「大ホール」の次に「のロビー及び小ホール」を加え、「8週前」を「5週前」に改め、同号中ロを削り、ハをロとする。

第12条の表市民ホールの項中「大ホール」を「大ホールロビー」に、「1,448人」を「90人」に改める。

別表第1を次のように改める。

枚 方 市 公 報

別表第1（第8条関係）

区 分		金 額				
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	全日	超過金額
大ホールのロビー	平日	6,500円	11,400円	11,400円	27,700円	4,500円
	休日等	8,500	13,000	13,000	32,500	5,000
小ホール	平日	4,600	5,200	5,200	13,700	2,100
	休日等	5,200	6,500	6,500	16,900	2,600

別表第2の1の表を次のように改める。

1 大ホールのロビー設備使用料

設 備 名	単 位	使 用 料
屋外テント大	1張	1,500円
屋外テント小	1張	1,000

備考

- この表における設備使用料の算定は、条例別表1の表に規定する使用の区分を単位として行うものとする。
- 使用時間の超過（使用の許可を受けた時間を繰り上げて使用する場合を含む。）に係る設備使用料は、1時間につきこの表に掲げる使用料に0.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上は1時間とみなす。

別表第2の2の表中

スクリーン	1式	1,000
-------	----	-------

を

スクリーン	1式	1,000
金びょうぶ	1双	3,000
指揮者台（指揮譜面台付き）	1式	200
楽員用譜面台	1台	20
ひ毛せん	1枚	50
赤座布団	1枚	100

に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第13条関係）

設 備 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

[許可権者氏名]

(団体名) _____
 申請者 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり使用許可の申請をします。

使 用 年 月 日						
使 用 時 間						
使 用 施 設						
責 任 者	住 所					
	氏 名					
	電 話					
区分	設 備 名	単 位	使用料	数 量	区 分 金 額	
大 ホール の ロビー	屋 外 テ ン ト 大	1張	1,500			
	屋 外 テ ン ト 小	1張	1,000			
	小 計					
小ホール・労働センター及び集会室	セ ミ グ ラ ン ド ピ ア ノ	1台	3,000			
	ア ッ プ ラ イ ト ピ ア ノ	1台	2,000			
	上 敷	1枚	100			
	姿 見	1台	200			
	ス ク リ ー ン	1式	1,000			
	金 び よ う ぶ	1双	3,000			
	指 揮 者 台 (指 揮 譜 面 台 付 け)	1式	200			
	楽 員 用 譜 面 台	1台	20			
	ひ 毛 せん	1枚	50			
	赤 座 布 団	1枚	100			
	小 計					
	音 響 設 備	拡 声 装 置	1式	300		
		ワ イ ヤ レ ス マ イ ク ロ フ ォ ン (携 帯 用)	1式	400		
ダ イ ナ ミ ッ ク マ イ ク		1本	300			
小 計						
総 計						

各一部)

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

- 3 講じられた汚染の除去等の措置
 土壤汚染状況調査の追完

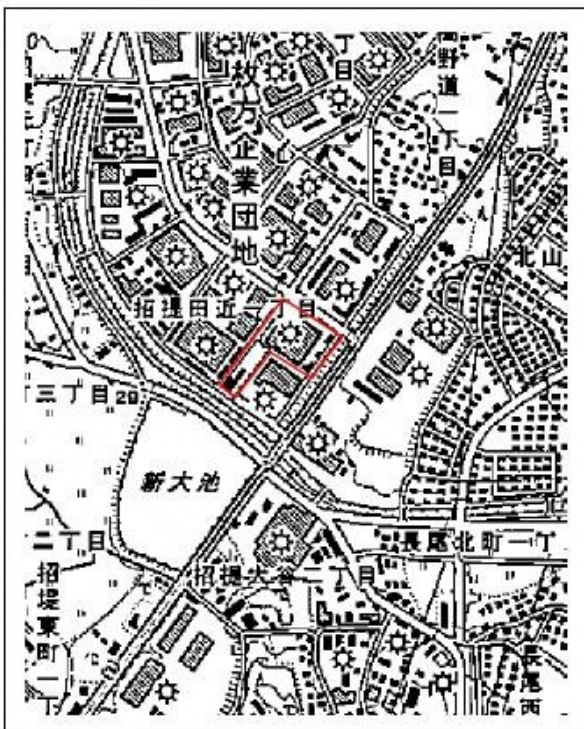
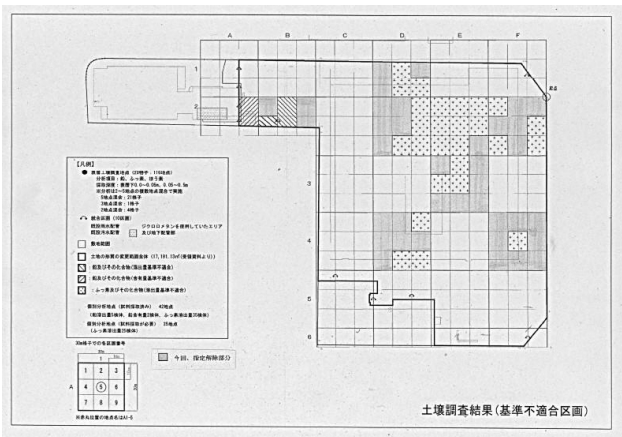


図-1.1 調査地位置図
 国土地理院発行 2万5千分1地形図「枚方」より転載加筆。



上下水道事業管理規程

枚方市上下水道事業管理規程第17号

平成30年台風第21号の被災者に係る水道料金等の免除に関する特別措置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成30年台風第21号による被害を受けた者及び当該被害を受けた者を受け入れた者の負担の軽減を図るために行う水道料金等の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「被災者」とは、平成30年9月4日に、平成30年台風第21号による被害につき災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定により交付された罹災証明書（被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊のものに限る。）に係る住家の所在地に住所を有し、又は当該住家を所有していた者のうち、本市に住所を有するものをいう。

(水道料金等の免除)

第3条 被災者の属する世帯の使用者については、枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）第33条の規定により、平成30年9月4日から平成31年3月3日までの間（当該使用者に該当している間に限る。）にある同条例第25条第1項に規定する定例日に係る月分の水道料金のうち同条例第24条第1項の表の一般用の項に規定する基本額に相当する額を免除する。

2 被災者の属する世帯の使用者については、枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）第31条又は枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成18年枚方市条例第35号）第19条の規定により、前項の規定による水道料金の免除を受けた月分の下水道使用料又は公設浄化槽使用料のうち枚方市下水道条例第27条第1項の表の一般用の項に規定する基本額に相当する額を免除する。

(申請手続)

第4条 この規程を適用する場合における申請の手続については、別に定める。

附 則 [平成30年10月26日公布]

この規程は、公布の日から施行し、平成30年9月4日から適用する。

教育委員会規則

枚方市教育委員会規則第7号

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 3年保育を実施する幼稚園

名称	3歳児の定員	4歳児の定員	5歳児の定員
枚方市立枚方幼稚園	25人	35人	35人
枚方市立香里幼稚園	25人	35人	35人
枚方市立樟葉幼稚園	25人	35人	35人
枚方市立高陵幼稚園	25人	35人	35人
枚方市立蹊跼幼稚園	25人	35人	35人
枚方市立田口山幼稚園	25人	35人	35人

備考

1 「3歳児」とは、小学校就学の始期前2年に達するまでの園児をいう。

2 「4歳児」とは、小学校就学の始期前2年以内で、かつ、1年に達するまでの園児をいう。

3 「5歳児」とは、小学校就学の始期前1年以内の園児をいう。

2 3年保育を実施しない幼稚園

名称	4歳児の定員	5歳児の定員
枚方市立蹊跼西幼稚園	35人	35人

備考 1の表備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

附 則 [平成30年10月1日公布]

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

枚方市教育委員会規則第8号

平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）別表の規定にかかわらず、平成31年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の3歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。

枚方市立枚方幼稚園	26人
枚方市立香里幼稚園	29人
枚方市立樟葉幼稚園	26人

附 則 [平成30年10月16日公布]

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則（平成13年枚方市教育委員会規則第8号）

(2) 平成26年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則（平成26年枚方市教育委員会規則第4号）